

調達要求番号：第 5 1 号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
精米(日本産)	作 成	令和 5 年 1 月 2 4 日	
	変 更	令和 5 年 月 日	
	作成部隊等名	北熊本駐屯地業務隊補給科	
	作 成 者	1 等陸尉 寺本 智治	

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北熊本駐屯地（以下「官側」という。）において調達する精米（日本産）について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

精米（日本産）に係わる契約を締結する者

b) 受託者

精米（日本産）の契約を請負う者

2 精米に関する要求

2.1 精米の規格

- a) 令和 4 年産，熊本県産，単一原料米，検査米 2 等以上，1 0 K g 入りのもの。
- b) 納品する精米は，白度 39%以上，水分 16%以下，正常粒 90%以上，粉状質粒 8 %以下，砕粒 3 %以下，被害粒（着色粒を含み，ごく軽度な着色を除く。）及び異物（虫・ごみ・土砂・石・ガラス・プラスチック片・異種穀粒）混入がないもの。
- c) 網目 1．9 4 mm以上の精米ふるいで砕粒を選別したもの。
- d) 納品日の前日（8 時 3 0 分から 1 7 時までの間）にとう精米したもの。
- e) 米袋の材質は、透明ラミネート（レーザー孔袋）とし，圧着状態良好なもの。

2.2 精米の米袋の表示

品種，産年，産地，精米日，精米業者名，等級，精米所の住所を記載

2.3 精米の添付書類

「玄米の検査証明書（米袋）」及び「精米の品質証明（上記(c)に示す項目・蛋白・アミロース・検査に使用した検査機器名）」

2.4 精米の見本提出

- a) 見本品を前項の規格どおり，公告に示す日時までに糧食班へ提出すること。
- b) 未使用分見本品の返却を希望する場合は，見本提出時に申し出ること。
- c) 規格外及び品質・食味審査等により不適格と判定した場合は不合格とし，入札に参加させない。

3 食品衛生検査

3.1 施設

とう精作業は，衛生環境良好な施設で行い，1 回の工程で，複数の異物除去装置（ガラス選別機（色

彩選別付）・色彩選別機・金属探知機の３機種は必須。）を用いて選別するものとし、見本提出日の前日までに官側食品衛生管理者の検査に合格した施設（再検査で不合格となった施設を除く。）でなければならない。

3.2 再検査

検査に合格した施設であっても、官側の要求があった場合は、再度の検査に応じなければならない。

3.3 経費

検査に関わる経費については、業者負担を原則とする。

4 品質保証

4.1 納品時の保証

第２項に規定する規格外のものは交換とする。その際、規格外のものが納品量の５％以上発生した場合は、納品分全数を交換とする。

4.2 納品後の保証

第２項に規定する規格外のものが確認された場合は、交換すること。

4.3 品質の確認等

- a) 納入業者は、納品する精米の原料及びとう精の作業状況（とう精設備及び検査 機器を含む。）の確認等を求められた場合は、これに応じなければならない。
- b) 品質に疑義が生じた場合は、納入業者にその旨を通報した後、第三者機関に品種特定検査、品位検査等を依頼する。なお、経費は全額業者負担とし、第２項に示す規格と異なると判定された場合は、既使用分も含めた納品全数を交換とする。

5 納品要領

5.1 納品日時

発注時示す納品日の１３時から納品を開始し、１５時までに納品を完了すること。

5.2 納品場所

北熊本駐屯地隊員食堂

5.3 納品の留意事項

- a) 官側の指定する位置（主に糧食班検収所前のプラットホーム）に納品すること。その際、官側は一切関与しない。
- b) 米袋が破損しないようゴム付き軍手等を装着して１袋ずつ運搬すること。

6 その他の指示

6.1 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地の立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続を行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとする。
- c) 受託者は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用及びその他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

6.2 安全管理

受託者は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対して注

意喚起等を実施し，安全管理を徹底するものとする。

6.3 仕様書等に関する疑義

受託者は，この仕様書について疑義が生じた場合は，契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし，精米の規格・納品要領等細部について疑義を生じた場合は，官側の糧食班長の指示を受けるものとする。